

ロケ地川崎推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が所有又は管理する施設及び財産等（以下「市所管施設等」という。）を映像制作のロケ地として活用し、映画やテレビなどの映像メディアを通じて本市の魅力を発信することにより、本市のイメージアップ、映像文化の振興、地域の活性化、観光の振興、ひいては映像産業の発展を図る事業（以下「ロケ地川崎推進事業」という。）の実施等について、定めることを目的とする。

(事業実施内容)

第2条 ロケ地川崎推進事業は、別に定める実施要領に基づき行うものとし、市所管施設等の管理者は、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(使用料)

第3条 ロケ地川崎推進事業に伴う市所管施設等の使用料は、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号)第3条の規定に従い徴収する。ただし、個別法又は個別条例等により設置又は管理している施設等にあつては、当該個別法又は個別条例等に定める規定等によるものとする。

(事故責任の所在)

第4条 市所管施設等のロケ地として使用した際に生じた事故に対する一切の責任は、使用許可を受けた者にあるものとする。

(事業所管)

第5条 ロケ地川崎推進事業に関する所管は、市民文化局市民文化振興室とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ロケ地川崎推進事業の実施に関し必要な事項は、関係部局と調整の上、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。